工事請負契約書

　注文者○○○○（以下「甲」という。）と請負人○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり工事請負契約を締結する。

第１条（工事の内容、時期等）

　甲は乙に対し下記内容の工事を注文し、乙はこれを 完成させることを約定した。

記

１　工事の目的物は、別紙の設計仕様のとおり。

２　工　事　場　所：

３　工　　　　　期　　　令　和　　　年　　　月　　　日から

令　和　　　年　　　月　　　日まで

４　工事を施工しない日・時間帯：

５　請負代金額　金○○円

６　引渡しの時期　完成の日から○○日以内

第２条（請負代金の支払方法）

　甲は乙に対し、請負代金を次のとおり分割して振込にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

　令和　　　年　　月　　日　　金○○万円

　令和　　　年　　月　　日　　金○○万円

　令和　　　年　　月　　日　　金○○万円

第３条（工事の中止、変更の場合の措置）

　甲は、やむを得ない場合には工事内容を変更又は中止することができる。この場合、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、甲と乙が協議してこれを定める。甲の都合による工事の中止、変更によって乙が損害を受けたときは、甲は、その損害金を賠償しなければならない。

第４条（原材料、機械の調達）

　本工事にかかる原材料は甲が調達し、乙に交付する。ただし、乙が甲の事前の承諾を得て調達をした場合、その費用は甲が負担するものとする。乙は甲に対し工事に必要な建設機械を貸与するよう求めることができる。

第５条　(検査等)

　甲は、目的物の検査を引渡後７日以内に行い、その結果を乙に書面で通知する。この通知書の発送の日をもって、目的物の所有権を乙から甲に移転するものとする。

第６条（危険負担）

１　当事者双方の責めに帰することができない事由によって工事ができなくなったときは、甲は、反対給付の履行を拒むことができる。

２　甲の責めに帰すべき事由によって工事ができなくなったときは、甲は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、乙は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

第７条（履行遅滞の責任を負わない場合）

　乙は、本契約上の義務の履行が、自然災害やテロなど不可抗力による事由により遅滞したときは、甲に対し履行遅滞の責を負わない。なお、乙は、当該事由が生じた場合、甲に対し、ただちに発生を報告する。

第８条（請負代金の変更）

　甲は、予測できない急激な物価変動があった場合、工事の追加や変更があった場合には、請負代金の変更を乙に求めることができる。

第９条（第三者への損害賠償）

　工事の施工のために、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償する。ただし、甲の指示に基づき施工した結果、第三者に損害を及ぼした場合には、甲の負担とする。

第10条（契約の解除）

　甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解除することができる。

１　支払停止（銀行取引停止等）となったとき

２　仮差押、仮処分、差押、滞納処分、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申し立てがあったとき

３　相手方において本契約における重大な違反があったとき

第11条（違約金）

　乙が期日までに仕事を完成せず、目的物を引き渡すことができないときは、違約金として本工事完成まで1日につき金○○円を甲に支払う。

第12条（合意管轄）

　本件に関し、紛争が生じた場合については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

　本契約に定めのない事項については、相互に協議して定める。

　以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を２通作成し、各自記名・押印の上、

各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 　 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

乙 　 住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印